様式第６号（第１３条関係）

記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

能代市長

被保険者証返還命令通知書

　あなたが納付しなければならない国民健康保険税について、未納の状況や災害など法律で定める特別の事由により国民健康保険税を納付することができない場合を除き、国民健康保険税を滞納している場合は、被保険者証を返還してもらうことがあることを事前に予告し、速やかに納付していただくようお願いしていましたが、いまだに納付されておりません。

　つきましては、国民健康保険法第９条第３項（第４項）の規定により、あなたに交付している国民健康保険被保険者証の返還を求めますので、下記により速やかに返還してください。

　なお、期日までに返還されないときは、能代市国民健康保険条例第１１条の規定により１０万円以下の過料に処せられます。

　被保険者証の返還と同時に被保険者資格証明書を交付しますので、病院等で診療を受けるときは、これを提示して診療等に要した費用の全額をいったん病院等に支払ってください。

　また、災害など法律で定める特別の事情があり国民健康保険税を納付できない場合又はあなたの世帯に原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる受給者がいる場合は、別紙の「特別の事情（発生）届書」又は「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届書」を提出してください。

記

１　返還場所　　能代市　　　　部　　　　課

２　返還期限　　　　　　年　　月　　日

３　返還を求める理由

　　災害など法律で定める特別の事由がないのに国民健康保険税を滞納しているため。

　（教示）

１　審査請求について

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に秋田県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　　この処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た後に、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに、処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても、裁決がないとき

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき